

前橋警察署協議会議事録

(令和5年度第2回定例会議)

開催日時	令和5年9月29日(金) 会議 午後2時30分から午後4時までの間 視察 午後4時から午後5時までの間		
開催場所	前橋警察署大会議室及び群馬県警察本部通信指令室等		
出席者	委員 (定数15人)	小林会長、渋谷委員、丸山委員、阿部委員、岡安委員 五十嵐委員、伊藤委員、猪俣委員、内山委員、小野委員 高坂委員、福島委員	計12人
	警察	田村署長、小林副署長、宮内刑事生活安全官 三浦地域官兼交通官、関根会計官兼会計課長、佐藤警務課長 津田生活安全課長、田口地域課長、須賀刑事第一課長 小西刑事第二課長、阿部交通課長、田中警備課長 警務係長、警務係員	計14人
	その他		
議 事 の 概 要			
<p>1 協議会長挨拶</p> <p>本日の定例会議では、警察署長からの諮問について、各委員の皆さんから意見等を伺うこととなっている。諮問機関としての役割を発揮できるよう、委員の皆様の協力をお願いしたい。</p> <p>また、定例会議の後、警察本部の視察等も予定されているので、警察行政への認識を高めていただきたい。</p> <p>2 警察署長挨拶</p> <p>当署では、第1回定例会議以降、前橋七夕まつり、前橋花火大会と大規模なイベントのほか、地区の祭礼行事等の雑踏警備にも対応したところである。今後も前橋まつりやぐんまマラソンなど大規模なイベントが控えているので、安全に進められるよう主催者と連携して対応したい。</p> <p>本日は、自転車交通ルールの浸透方策についての諮問を中心に、皆様から活発な御意見や御要望をいただきたい。</p> <p>3 管内概況説明（説明：田村署長）</p> <p>(1) 刑法犯認知・検挙状況（令和5年1～8月）</p> <p>(2) 少年犯罪検挙人員状況（ 〃 ）</p> <p>(3) 特殊詐欺認知状況（ 〃 ）</p> <p>(4) 交通事故発生状況（ 〃 ）</p> <p>(5) 110番通報受理状況警察署別治安状況（ 〃 ）</p> <p>4 諮問（趣旨説明：三浦地域官兼交通官）</p> <p>「自転車利用者の重大事故を防ぐための自転車交通ルールの浸透方策」について、前橋警察署協議会に諮問した。</p>			

【委員意見】

- 道路管理者等との更なる連携により、自転車専用通行帯や歩道の拡張などのインフラ整備を行い、自転車の通行整備環境を整えてはどうか。
- 自転車利用者の安全意識を高めるため、特に学生の通学時間帯を中心にパトカーや自転車によるパトロール及び交通指導取締りを強化してはどうか。
- 自転車の乗り方のルール、罰則強化などの新たな情報、乗り方のマナー等について各種メディアでの情報発信を行う。特に若者への浸透を図る上でSNS等をうまく利用してはどうか。
- 交通ルールを分かりやすいチラシ等にし、駅前、自転車販売店、大型ショッピングモール等で多くの方に呼びかけを行うとともに、地域の回覧板等で市民への周知を図ってはどうか。

また、学校等に対し、自転車安全利用のための教材の配布、学校生活の中でルーティンにヘルメット着用を根付かせる啓発、ヘルメット着用指導の徹底を行ってはどうか。

- 複雑な自転車のルールについて、小学校、中学校、高校はもとより生涯にわたる階層別の学習・教育を行うとともに、少人数でも交通安全教室を開催するなど、自転車のルールを学ぶ機会を充実させてはどうか。

また、高校生以上には、重大な交通事故では実名報道や多額の賠償金、懲役刑等の刑事罰等があることもはっきり示し、具体事例を取り上げて交通事故を自分のこととして考える機会を与えてはどうか。

※ 各委員が発言した意見をとりまとめ、後日、諮問答申書として警察署長に提出予定。

【諮問に関する質問・回答】（○～委員意見・質問、●～回答）

- （自転車の取締りを）青色切符にする場合、身分確認はどのようにする方針か。高校生は学生証を所持しているが、自転車の免許証ではないので、必ず携行しているとは限らない。
- まず、自転車の取締りに青切符を適用することは、現在、警察庁において検討されているところであり、運転免許証を所持していない高校生等の身分確認方法についても一定の方針が出されるのではないかと思う。
いずれにしても、確実な身分確認を始め、適切に運用していきたい。
- 自転車のスピード違反の取締りはしているか。車道と歩道ではスピードの違いの決まりはあるか。
- 自転車も自動車同様、指定された速度規制に従って走行することになっているが、前橋署においては、検挙に至った例はない。
自転車は原則車道通行であるが、普通自転車に該当する場合は「普通自転車歩道通行可」の標識が設置されている歩道や、13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者などが、歩道を通行することができる。ただし、歩道は歩行者が通行する場所であることから、通行を指定されている場合を除き、歩道の中央から車道寄りを徐行しなくてはならないことや、歩行者の通行を妨げることとなる場合は一時停止しなくてはならないなど（法第63条の4第2項）、道路交通法により、その通行方法が定められている。

5 連絡

次の開催予定について、12月中旬に開催することを決定した。（詳細日程は、会長と調整して決定予定）

6 配布資料

前橋警察署協議会資料 ～令和5年度第2回定例会議～

7 視察

令和5年9月28日午後4時から午後5時までの間、群馬県警察本部（通信指令課通信指令室、交通規制課交通管制センター及び警察展示室）を視察した。